

## 「(改訂版) 北九州市特別支援教育推進プラン」(最終案)

### (意見に基づく修正箇所)

#### 【意見概要】(市民意見 No. 12, 13, 14)

- ・文化・芸術、スポーツの分野で、得意な才能をもつ障害のある子どももいる。社会参加・自立していくための一貫した支援の中で、生涯学習の視点が加味されるとよい。
- ・「ふれあいコンサート」や芸術家などを学校や施設等に派遣するアウトリーチ(いわゆる出前講座)の充実の取り組みを継続してほしい。学校の友達と見聞きし、感じることも、子どもたちのコミュニケーション力の向上等につなげていくことができると思う。
- ・平成30年6月に議員立法により「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定された。

鑑賞事業だけでなく、自ら演奏をする、作曲をする、絵を描く、芝居をする、ダンスを踊る、文章を書くなどのさまざまな創造的行為はとても重要なことであり、そして、それらが、他の人に感動を与える、自らの創造性を高める、生きる力をつける、など多岐にわたる効果を及ぼすことになる。もう少し、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の趣旨や条文を踏まえ、障害を持った児童・生徒による文化芸術の創造的活動について、直接的な言及を検討したほうが良い。

#### 【修正箇所】

22 ページ「(2) - 3 : 文化・芸術・スポーツ等に接する機会の確保」 5 段落目

旧	新
<p>そのため、「ふれあいコンサート」や芸術家などを学校や施設等に派遣するアウトリーチ(いわゆる出前講座)の充実に取り組みます。音楽等を介して文化・芸術に直に接するとともに、気持ちや思いを表現することや他者との交流の機会を確保することにより、子どもたちのコミュニケーション力の向上等につなげていくことができるようにします。</p>	<p>そのため、『<u>障害者による文化芸術活動の推進に関する法律</u>』の趣旨に則り、<u>障害のある子どもたちの個性と能力の発揮及び社会参加を促進するために、各学校の教育活動全体を通じて、音楽や美術、工芸などの文化的、創作的な活動を積極的に行うとともに、「ふれあいコンサート」などのアウトリーチ型の鑑賞教室や、特別支援学校・特別支援学級合同作品展等での作品展示や鑑賞など、文化芸術に親しむ機会を創出することにより、子どもたちの感受性や表現力、コミュニケーション能力の育成につなげていきます。</u></p>

## 修正 2

### 【意見概要】（市民意見 No. 17）

・現在、学校では「木工・園芸・陶芸・手芸」などの作業学習を行っているが、卒業後に実際に行う作業に近い学習をすることも必要だと思う。

また、高等部卒業後に社会に出る子どもたちに必要なルールを学ぶ機会をもっと増やしてほしい（お金の計算や物の値段について、お昼ご飯を買うには、バスに乗りしたときのマナーなど）。

### 【修正箇所】

#### 25 ページ「(5) - 1. 就労支援の充実、福祉等との連携」 6 段落目

旧	新
また、就労までの間に基本的な生活習慣等を十分に身に付けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。	また、就労までの間に、 <u>金銭管理や公共交通機関の利用、余暇活動等の基本的な生活習慣や技能等を身に付けることができるよう</u> 、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

## 修正 3

### 【意見概要】（市民意見 No. 21）

・ライフステージを通じた支援を見据えて学校教育を考えたとき、包括的性教育が早急になされるべきだと思う。早急に研究チームを強化してカリキュラム検討や教材作成を行っていただきたい。

### 【修正箇所】

#### 24 ページ「(2) - 9. 命（いのち）の安全教育の推進」 項新設

新
<p><u>性に関する指導については、身体の変化や性差だけでなく、人間関係や性の多様性などの幅広い観点から、命を大切にし、自他を尊重する態度を育むことが大切です。一方、性犯罪・性暴力の増加が社会問題となっており、教育の分野においても、被害者や加害者、傍観者にならないための取組が求められています。</u></p> <p><u>本市では、これらの背景を踏まえて、令和4年3月に「生命（いのち）の安全教育 指導の手引き（ver1）」を作成し、各学校において系統的に性に関する指導を実践するよう、推進しています。</u></p> <p><u>特別支援学級や特別支援学校で手引きを活用する際には、子どもの実態により指導内容や教材等を選択し、教科別の指導や各教科等を合わせた指導、自立活動等において、発達の段階を考慮した指導を重ねていきます。</u></p>